

青森県地域職業能力開発促進協議会委員の募集
(職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体)

青森労働局においては、青森県と共催により、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、青森県内において、地域の関係機関が参画し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するほか、地域における職業能力の開発及び向上促進に向けた取組の共有を行う青森県地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）を設置します。

つきましては、地域協議会の構成員として参加いただく職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体を募集します。

1 構成員の役割

地域協議会で職業能力の開発及び向上促進に向けた取組の共有を図る観点から、貴社が把握した青森県内の人材ニーズに関してご発言いただくとともに、意見交換へのご参加をお願いします。

2 構成員の任期

委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までを予定しています。

募集にあたっては、会議時間の制限等の観点から構成員として 1 又は 2 者程度を予定しています。それを超える応募があった場合は個別に相談させていただきます。

3 応募要件

以下の要件を満たす職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体とします。

- (1) 青森県内の人材ニーズを把握しており、地域協議会において把握した人材ニーズに関して発言できること。
- (2) 青森県内に事業所が存在すること。
- (3) 過去 3 年以内に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。第 3 章第 4 節の規定を除く。）に基づく行政処分（許可を除く）を受けていないこと。

4 募集期間等

応募期間は、令和 8 年 8 月 12 日から令和 8 年 8 月 25 日までとします。

5 応募方法

応募期間内に、別紙様式に必要事項を記入の上、下記のアドレスまで電子メールにてご提出ください。

メールアドレス：aom_kunrenka99@mhlw.go.jp

6 構成員の決定等

構成員の決定等については、応募者に対して後日ご連絡します。

7 その他

第1回地域協議会については、11月に開催を予定しています。

今年度は、その他に1回程度の開催を予定しています。

地域協議会においては、提出された資料は原則公開となります。

8 本件に関するお問い合わせ先

青森労働局職業安定部訓練課

電 話 番 号 0 1 7 - 7 2 1 - 2 0 0 0

メールアドレス aom_kunrenka99@mhlw.go.jp